

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

国民健康保険税の免除対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産された国民健康保険被保険者の方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

 …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 母子健康手帳など
- ③ マイナンバーがわかるもの

届出先

長井市役所 税務課市民税係(8番窓口) TEL 0238-82-8006